

一人一人が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身に付けること、その意識を態度や行動に表せること、さらには、すべての人の人権が尊重される社会を実現することなどを目指し、人権教育をより一層充実させることが求められます。ここでは、人権教育を進める上での今日的な課題を次のように整理しました。

### 人権に対する意識の日常化

人権の尊重は、すべての人に関わる重要な課題であるにもかかわらず、人権問題については、未だに「一部の差別されている人たちだけの課題」、「自分にとっては避けたい問題」として捉えてしまっている人が多いという傾向がうかがえます。こうした状況においては、他者の人権に配慮するどころか、自分のもつ人権にも実感がもてず、人権侵害を受けていても気付けないまま深刻な事態に陥る人が増える危険性すらあります。

自分自身が生まれながらにもつ権利について学習し、自らの暮らしと重ね、そこから生じる思いや願いの具現化を図る活動へとつなぐことにより、人権に対する意識の日常化が図られます。まず、教職員・保育者や社会教育関係者といった人権教育を推進する立場にある者が、率先して自らの人権に対する意識の向上を図り、その日常化に努めたいものです。

### 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養

自他の人権の実現と擁護のために必要な資質や能力を育成するには、その基盤となる人権に関する知的理解を深めること、人権感覚の涵養を図ることとともに、この二つを結び付けることが大切です。

人権に関する知的理解としては、人が生まれながらにもっている必要不可欠な様々な権利を人権として具体的に知ることをはじめ、自由や責任などについての概念、人権に関する条約や法令、人権に関する歴史や現状、人権を支援する機関といったことについての知識を深めることが求められます。

一方、人権が擁護され、実現されている状態を感知した時には、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知した時には、それを許せないとする人権感覚は、身の回りのできごとにどのように目を向けどう捉えているかを日常的にふり返るとともに、そのことについて身近な人と対話することを通して、磨き続けることが必要です。

### 人権に照らした学習活動の充実

すべての学習活動は、人が幸せに生きていくために必要な知識や技能を身に付けることを目的としていることから、それ自体が人権教育の理念に基づいたものであると言えます。したがって、学校教育における教科等の指導や、社会教育における学びの場の企画・運営などにおいては、それぞれの教科や活動の目標やねらいを人権教育を通じて育てたい資質や能力に結び付けて取組を進めることが大切です。

また、教職員・保育者や社会教育関係者が意図する・しないにかかわらず、学習者はその置かれた環境から多くのことを学びます。例えば、「いじめ」を許さない雰囲気満たされた中で「いじめ」についての学習が行われることにより、「いじめ」に対する学びはより深いものとなっていきます。一方、「いじめ」が見過ごされている集団にあっては「いじめはいけない」という言葉が虚しく響きます。そうした点から学習活動の在り方にも気を配り、取組を進めることが求められます。

## 自尊感情の醸成と集団づくり

近年、自分自身を肯定的に捉えることができず、何事もすぐにあきらめたり、少しのつまずきから自分の殻に閉じこもったりする人が少なくありません。また、自己の安定を保つために他者を攻撃している場面も見られます。

そうした状況を反映してか、県教委が毎年実施している「人権教育の推進に関する調査」において、「自尊感情の醸成」を教育課題とする学校が増加しています。

自らを大切な存在とする感情（自尊感情）は、人と人との関わりの中で自分が受け止められていると感じることにより育まれます。「自分も他の人も大切にしながら合える」人間の育成に向け、学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を明確にし、相互に連携しながら、すべての人にとっての居場所づくりを進めるとともに、その場において一人一人が活かされる集団づくりの取組を進めることが求められます。

## 実践行動につながる人権学習の創造

私たちの周りには、様々な差別問題や人権侵害があります。こうした問題の解決に積極的に関わろうとする意識・意欲・態度を育成し、具体的な実践行動へとつなぐ人権学習が求められます。

そうした学習活動を行う際には、次の点を踏まえておきたいものです。

- 私たちの社会には、多様な人々が暮らしています。そこにあるちがいを否定し、差別したり排除したりするようなことがあってはなりません。
- 科学的認識に基づいて人権問題を捉えることを大切にし、部落差別や「いじめ」など、元々ちがいのないことに対し、あえて差異を作り、人権を侵害するといった非科学的な行為を断じて許してはなりません。
- 個別の人権問題についての学習に当たっては、他の個別の問題と関連付けて取り組まねばなりません。例えば、女性に対する差別の問題は、参政権の獲得や伝統行事への参加といった社会や歴史などの視点で捉えたとき、子どもの人権や部落差別といった問題との関係が見えてきます。

## 「地域に学ぶ」取組の推進

差別意識の解消については、その意識を支えるものの見方や考え方が地域社会に存在していることから、日々の暮らしの中にある課題を捉えた取組として進めることが必要です。

県教委では、「部落史の見直し」の成果を踏まえ、地域社会の仕組みや意識の在り方が差別を生み温存し助長しているということを提起してきました。今後の取組においては、「地域に学ぶ」ことを大切に、「人はなぜ差別をするのか」という課題にも迫りながら、人と人との関係を豊かに結ぶことができる「人づくり」、すべての人の人権が尊重された包摂の「まちづくり」「社会づくり」を進める必要があります。

### 人権教育を推進する上での課題

- 人権に対する意識の日常化
- 人権に関する知的理解の深化と人権感覚の涵養
- 人権に照らした学習活動の充実
- 自尊感情の醸成と集団づくり
- 実践行動につながる人権学習の創造
- 「地域に学ぶ」取組の推進